

岩手県企業局管理規程第11号

企業局長の権限に属する事務の委任に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成22年 3月31日

岩手県企業局長 千葉 勇 人

企業局長の権限に属する事務の委任に関する規程の一部を改正する規程

企業局長の権限に属する事務の委任に関する規程（昭和49年岩手県企業局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(施設総合管理所及び県南施設管理所の長委任事項)</p> <p>第2条 施設総合管理所及び県南施設管理所の長に委任する事項は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 配当された予算の範囲内で、前号に規定するもの以外の1件500万円未満の支出負担行為をすること（<u>営業費用に限り、競争入札参加者の選定に関するものを除く。</u>）。</p> <p>(3)・(4) [略]</p> <p>(5) 契約保証金の収入命令、<u>出納命令</u>及び納入通知書の発行に関すること。</p> <p>(6) 旅費の返納の収入命令、<u>出納命令</u>及び納入通知書の発行に関すること。</p> <p>(7) <u>御所ダム放流警報装置電気料金の収入命令、出納命令及び納入通知書の発行に関すること。</u></p> <p>(8) <u>仙人発電所水道料金還付の収入命令、出納命令及び納入通知書の発行に関すること。</u></p> <p>(9) [略]</p> <p>(10) [略]</p> <p>(11) [略]</p> <p>(12) 貯蔵品及び工事用材料の<u>出納命令</u>を発すること。</p> <p>(13) [略]</p> <p>(14) [略]</p> <p>(15) [略]</p> <p>(16) [略]</p> <p>(17) [略]</p> <p>(18) [略]</p> <p>(企業出納員委任事項)</p>	<p>(施設総合管理所及び県南施設管理所の長委任事項)</p> <p>第2条 施設総合管理所及び県南施設管理所（以下「<u>事業所</u>」という。）の所掌に係る事務に<u>関し当該事業所</u>の長に委任する事項は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 配当された予算の範囲内で、前号に規定するもの以外の1件の<u>金額</u>500万円未満の支出負担行為をすること（競争入札参加者の選定に関するものを除く。）。)</p> <p>(3)・(4) [略]</p> <p>(5) 契約保証金の収入命令及び納入通知書の発行に関すること。</p> <p>(6) 旅費の返納の収入命令及び納入通知書の発行に関すること。</p> <p>(7) [略]</p> <p>(8) [略]</p> <p>(9) [略]</p> <p>(10) 貯蔵品及び工事用材料の<u>出納通知</u>を発すること。</p> <p>(11) [略]</p> <p>(12) [略]</p> <p>(13) [略]</p> <p>(14) [略]</p> <p>(15) [略]</p> <p>(16) [略]</p> <p>2 <u>施設総合管理所長に委任する事項は、前項各号に掲げるもののほか、御所ダム放流警報装置電気料金の収入命令及び納入通知書の発行に関することとする。</u></p> <p>3 <u>県南施設管理所長に委任する事項は、第1項各号に掲げるもののほか、仙人発電所水道料金還付の収入命令及び納入通知書の発行に関することとする。</u></p> <p>(企業出納員委任事項)</p>

<p>第3条 本庁の企業出納員に委任する事項は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) <u>出納命令を受けた収入及び支払の決定</u>をすること。</p> <p>(2) <u>出納命令を受けた収納金を収納し、出納取扱金融機関に払い込むこと。</u></p> <p>(3) <u>出納命令を受けた金銭の支払のため、預金から小切手を振り出すこと。</u></p> <p>(4)・(5) [略]</p> <p>(6) <u>支出負担行為の確認</u>をすること。</p> <p>2 事業所の企業出納員に委任する事項は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) <u>出納命令を受けた収入の決定</u>をすること。</p> <p>(2) <u>出納命令を受けた貯蔵品及び工事用材料の出納及び保管</u>をすること。</p>	<p>第3条 本庁の企業出納員に委任する事項は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 収入及び支払の決定をすること。</p> <p>(2) 収納金を収納し、出納取扱金融機関に払い込むこと。</p> <p>(3) 金銭の支払のため、預金から小切手を振り出すこと。</p> <p>(4)・(5) [略]</p> <p>(6) <u>貯蔵品及び工事用材料の出納及び保管</u>をすること。</p> <p>2 事業所の所掌に係る事務に関し当該事業所の企業出納員に委任する事項は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 収入の決定をすること。</p> <p>(2) 貯蔵品及び工事用材料の出納及び保管をすること。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。